

研究ノート

大迫害終結期の告白者と司教の関係

——カノン法における告白者推薦状の取り扱い規定をめぐって——

大 谷 哲

『西洋史研究』新輯第40号(2011)抜刷

研究ノート

大迫害終結期の告白者と司教の関係

——カノン法における告白者推薦状の取り扱い規定をめぐって——

大 谷 哲

I. はじめに

最後の軍人皇帝としてローマ帝国の政治的・軍事的混乱を收拾し、いわゆるテトラルキア（四帝統治）体制をもって帝国を再編したディオクレティアヌス帝は、統治19年目にして突如相次いで4つの告示を發布し、帝国各地でキリスト教会に対する迫害を開始した。この迫害は帝国を統治する皇帝たち（内乱により一時は7人まで増加することもあった）の対教会姿勢の相違により各地で苛烈さを異にしたとは言われるものの、312年ガレリウス帝による寛容令が發布されるまで続く「大迫害」と呼ばれ、その後コンスタンティヌス朝の親キリスト教会政策の時代を開く、教会史上の一大転換点とされている⁽¹⁾。

この大迫害終結頃と見られる時期に、エルビラ（ヒスパニア）およびアルル（ガリア）で二つの教会会議が開催され、決議されたカノンが史料として伝存しているが、このうちの二つのカノンが「告白者推薦状」なるものに関する取扱いについて規定している。このカノンが規定した事態とは如何なるものであるのか、研究者たちは様々な解釈を提示したが、現在からおよそ150年前にその議論は停滞したままであった。2008年に至り、ようやく我が国の研究者から、新たな解釈が再び研究史に投げられたが、旧来の諸説、近年提示された新説いずれにせよ、未だ解釈が不十分なものにおもわれる。そこで本稿では、争点となる「告白者推薦状」をめぐるとの当時の教会内の状況を解明するため、これを発行する告白者、そしてその取扱いを定めた司教の關係に着目して新たな解釈を提示したい。カノン条文が示す状況を正しく解釈することで浮かびあがるのは、カリスマの權威をもって信徒たちの贖宥を行う權能を行使する告白者たちと、その權能を自分たち司教へと一元化することを試みる司教たちの姿である。このことは古代教会における告白者（および殉教者）たちの位置づけを解明する一端となり、また司教へと權力が集中することで制度化されていく教会史の一段階を示すことにも貢献すると思われる。

ここで、本稿が考察する対象となる二つのカノン条文を提示しておこう。

「告白者書簡を持ちて来た全ての者には、告白者の名前を削除した上で、その者に推薦状を手渡すべし。この栄光ある名の下、あらゆるところで、あらゆる一般信徒がせがんでいるからである。」⁽²⁾

アルル教会会議（314年）カノン10(9)

「告白者の書簡を持ち来る者らについては、〔その名を〕削除した上で、その者らは別の推薦状を受け取るべしと決議された。」⁽³⁾

この謎めいた兩条文が何を意味しているのかをめぐって、研究史は次節で見るように推移した。

II. 研究史

前述した二つのカノン、エルピラカノン25およびアルルカノン10(9)は、如何なる状況を想定し、それに対し何を規定しているのか。研究史は「告白者の書簡」とは何であるのかの解釈をめぐって推移した。近代以前の研究史を整理した Hefele によれば⁽⁴⁾、Mendoza と Baronius はこれを棄教者が教会に復帰することを望む際、殉教者および告白者によって与えられ、彼らの信仰上の英雄としての権威によって、持参者が速やかに教会に再び受け入れられるようにした「平和の書簡 (libellus pacis)」であったと考えた。デキウス帝によって250年から1年間行われた、異教の神々への供儀執行命令および実行者への供儀証明書発行を以ての迫害の際、大量に発生した棄教者（供儀を実行したキリスト教徒）に対して、教会との和解 (pax) を与えるよう指示する書簡 (libellus) が発行され、これを以て求められる悔い改めもせずに教会復帰しようとする棄教者らの大量発生とこれに対し抑制を行った司教キプリアヌスの対立という前史がこの想定を支持しよう⁽⁵⁾。実際、大迫害期およびその直後には多くの司教が棄教者を簡単に教会復帰させていた。しかしながら、両カノンにはキプリアヌス期に証言されるような書簡の乱用についての言及がない。また、教会復帰のために推薦状を司教に「持ち来る (attulerit/afferunt)」ことは理解可能であるが、その推薦状を受け取った司教が告白者の名前を削除した後に持参者に返却していることは、推薦状が最終的に提出される先は司教本人であるから、まったく不要なプロセスとなり、この解釈では説明し切れない。

そこで Auspine と Herbst は、「告白者の書簡」を持参するのは棄教者などではなく、単に所属教会とは違う教会を訪問する信徒であり、書簡の機能は紹介状というべきものであると考えた⁽⁶⁾。「告白者の書簡」が返却されることを説明するためには、持参者から最初に書簡が提出され、告白者名を削除して返却する司教とは別の第三者への

紹介状⁽⁷⁾としての機能を持つと想定すべきであるからである。彼らは、告白者名を削除するという行為を、本来紹介状は司教により発行されるべきものであるからと説明した。

こうした近代以前の研究史をまとめた Hefele は、この第2の解釈をやや改める必要があると考えた。すなわち、エルピラカノン25における *simplices* を主格形ととり「一般信徒がせがんでいる」と解釈する先行研究者たちに対して、これを対格形ととり、「一般信徒が煩わされた」と受動形で意識した⁽⁸⁾。そして告白者の名前を削除する理由として、告白者の栄光が一般信徒に大きな心理的負担を課すことを想定したのである⁽⁹⁾。

Hefele 以降およそ150年間、両カノンの解釈に関してさらに踏み込んだ言及をした研究は無かった。しかしながら一端収束したかに見えたこの議論に対し、2008年に新たな提言を行ったのが保坂高殿である。保坂は Hefele の解釈法に対し、1) *simplices* を対格形ととった場合、*concutiant* (複数形) の主語が何であるか不明となり2) 仮に主語を単数形で記されている「栄光 (*gloria*)」だとしても、何故告白者の栄光が一般信徒を「煩わせる」のか理解しがたい、という二つの理由を挙げてこれを退ける⁽¹⁰⁾。保坂はカノンが現状批判であるという前提が動かしがたいものであることから、その現状とは何かを考察する。すなわち一般信徒は告白者たちのもとに押しかけて推薦状を発行するよう「執拗に求め (*concutiunt*)」、これを司教のもとに「持って来て」署名してもらう。一般信徒はこの推薦状を、司教を介さずに他の教会に提出していたとは想定できない。カノンが規定しているのは「告白者の書簡を持ってくる者たち」に対する対処である。告白者の名前を削除するよう要請しているのは、一般信徒ではなく、告白者の負担を軽減する目的であると想定される。他教会を訪れることを希望する教徒がこの時期増大したことを示す事実も、他教会を訪問することを希望した信徒が告白者や殉教者のもとに殺到した事実も教会史上を通じて存在しないゆえ、「あらゆる所で」告白者に推薦状をせがむ教徒らは、3世紀半ばにキプリアヌスが報告したように、教会復帰のための推薦状を求めて行動したと考えられる。カノンは告白者の名前を削除するよう要請することで、紹介状における告白者の署名は意味をなさないことを宣言し、少しでも信徒の告白者訪問を減少させようとした。これが保坂によって示された最新の解釈である。

キプリアヌス期に棄教者たちが告白者推薦状を手に入れ大挙して即時の教会復帰を求めた状況に鑑みれば、直接的な史料証言がなくとも、大迫害期にも同様の事態が生じていた可能性を指摘する保坂の解釈には高い蓋然性がある。しかしながら、保坂の解釈にも難点があると言わなければならない。エルピラ・アルル両カノンが要請する行動が履行されたとしても、ひとたび告白者の推薦状を持参した棄教者には、エルビ

ラカノン規定によれば告白者署名は削除されたとはいえ書簡は破棄・没収されるのではなく返却されるのであるから、返却された書簡は何らかの効力を持っていると考えられる。アルルカノンにおいてはさらに、「他の (alias)」推薦状を手渡されるのであるから、結局はどちらのカノン規定においても告白者推薦状持参者は、形態は変わってもすべからく有効な推薦状を保持した状態のままにおかれるのである。すなわち、一度書かれた推薦状から告白者の名前を削除することは、告白者推薦状が無効なものであると宣言する行為とは言えない。否むしろ、棄教者たちにとって、告白者のもとへ推薦状の発行を依頼に訪れる行為は依然有効な教会復帰の手段のままであるから、告白者のもとへ押しかける棄教者の数が両カノンの規定によって大幅に減少するとは思われないのである。告白者の名前を削除するという文言がカノンに込められた意味を説明するためには、両カノンの目的および決議がなされた背景を新たに想定しなければならない。次節ではまず、その背景を確認してゆく。

Ⅲ. 贖宥の権能をめぐる告白者と司教の争い

殉教者、そして告白者に贖宥の権能があるという観念は、2世紀後半にはその萌芽が成立していたように思われる。ルグドゥヌムで177年に殉教者の地位を認められた、野獸刑を生き延びた者らは、人々から絶大な尊敬を受け、司教ポティノスに代わり指導的役割を果たした。迫害の様子を記した書簡は殉教者たちが一度目の審理においては信仰告白をしなかった棄教者らに対して恩寵を与えた(ἐχαρίζοντο)ことによって、棄教者らは教会に復帰し、二度目の審理では信仰告白をしたことを伝えている⁽¹¹⁾。この書簡を4世紀初頭に『教会史』において引用したエウセビオスも、棄教者に対して殉教者が与えた平和(εἰρήνη)を称賛している⁽¹²⁾。エウセビオスはデキウス帝・ウァレリアヌス帝期アレクサンドリアでの迫害について報告するディオニュシオスの書簡において記された、殉教者たちによる悔悛した棄教者たちの赦しも引用している⁽¹³⁾。こうした権能については、西方世界により多く証言が残る。以下、保坂が前節で述べた結論に至った想定を支える、我々が考察している両カノンが決議されるに至る前史を、主に保坂の研究を助けとして見ていく⁽¹⁴⁾。告白者(confessor/ὁμολογητής)という用語法が未だ存在していなかった197年、カルタゴのテルトゥリアヌス⁽¹⁵⁾は獄中に拘留され裁判および刑執行を待つ教徒らを「予定殉教者(martyres designati)」と呼び、他の人々に平和(pax)すなわち教会復帰を与えることが出来るよう、自分たちの間でも平和を保つよう勧告している⁽¹⁶⁾。彼によれば、「教会との平和を持たぬ人々(=棄教行為など罪を犯して教会での交わり、特に聖体拝領に参加できなくなった者ら)は獄中の殉教者に平和を嘆願するのが習わしとなっている」⁽¹⁷⁾。こうした教会復帰承認の権限あるいは贖宥(indulgentia)の権能⁽¹⁸⁾は

司教承認のものであったようだが、しかしながら早くもこれが安易な権能の使用、あるいは権能の拡散といった弊害を生んでいたことは彼の別の著作における苦々しい抗議から窺える。

「しかしお前（＝司教）はこの〔贖宥の〕権能を、お前の殉教者たちにもばら撒いている。誰かが馴れ合いで、鎖に——鎖といっても近頃はやりの名ばかりで気楽なものだ——に繋がれば姦通者たちが頼みに集まり、不品行者が尋ねくる。懇願の声が彼の周りにこだまし、あらゆる汚れた者たちの涙が溢れて流れる。教会〔の交わり〕を失った者たちよりも牢獄へと立ち入るために金を払うことに熱心な者はいない！（中略）他の者は鉱山〔での強制労働刑〕へと頼っていき、そこから教会の交わりにあずかることのできる者として戻り来る。」⁽¹⁹⁾

ヒッポリュトスも、対立するローマ司教カリストゥスはそもそもキリスト教信仰のためとは言えない追放刑を受けたことで殉教者称号を得、その権威によって司教になった上に⁽²⁰⁾、死に値する罪を犯した信徒が赦免を求めてカリストゥスのもとに駆け込んでいるのは彼が安易な贖宥によって勢力拡大を図っているからだと言われている⁽²¹⁾。

殉教者たちはほとんどの場合釈放されずに獄中に縛られたため⁽²²⁾、そこから教会業務を行うことは書簡の形を取らざるを得ず、ここから推薦状の伝統が成立したとされる。平和の書簡と呼ばれる贖宥のための推薦状が伝統化した3世紀半ば、デキウス・ウァレリアヌス帝による帝国当局からの布告によって進められた迫害時には、先述したように棄教者が大量発生し、そして即座に教会復帰することを求めて推薦状を乱用した。司教キプリアヌスは以下のような嘆きを残している。

「彼ら（棄教者）はあらゆるところで殉教者につきまとい、執拗で耳あたりの良い懇願の言葉で告白者を墮落させ、結果、それぞれの者に関する何らの審査も吟味もなく毎日何千という数の書簡が福音の法に反して発行されているのです。」⁽²³⁾

このように、多くの棄教者が殉教者および告白者を訪問し執拗に甘言をもって推薦状をせがんだ結果、毎日大量の推薦状が、罪に対する悔い改めに関する審査を経ずして安易に発行されていたようだ。そうして入手された贖宥の推薦状がどのように用いられるのかも、彼は続けて証言している。

「彼らは殉教者および告白者によって約束された平和を、〔司教のところに〕強

引に押しかけて必死にもぎ取ろうとするのです。」⁽²⁴⁾

このキプリアヌス書簡にて明言されているように、平和の書簡と呼ばれる推薦状の発行権、すなわち贖宥の権能と教会復帰を承認する権限は殉教者だけでなく、告白者にも認められていた⁽²⁵⁾。しかしながら告白者による安易な推薦状は無審査どころか、告白者がその対象者をまったく知らぬ場合でも通用するような文言にて発行されることもあったようである。

「実際私が聞いたところでは、一部の人々のために以下のような文面の書簡が作成されているということです。『この者がその仲間たち共々、〔教会と〕和解するよう。』こんなことはかつて殉教者たちは一度もしませんでした。」⁽²⁶⁾

このような被推薦者の名前を発行後にも入れ替えたり増加したりできるような曖昧な推薦状まで発行されるに至り、キプリアヌスは推薦状発行権を殉教者に限定し、瀕死の重病などの緊急に贖宥が必要とされる信徒に限って告白者らによる贖宥を認めるなどの措置をとった⁽²⁷⁾。

保坂によれば、教会に出入りする者を決定する権限は、教会管理の最高責任者たる司教に限定されていたとされる。3世紀初頭、殉教者・告白者はしばしば司教を凌ぐかのような高い栄光と権威を持っていたことが窺えるが⁽²⁸⁾、彼らから入手した推薦状を持っていても、棄教者はそれを司教のもとに持って来て、教会復帰を承認させねばならなかったと言う。根拠として挙げられるのは、告白者や殉教者の推薦状を既に取得していながらも、それを司教のもとに持って来て教会復帰承認を迫った棄教者たちの行動である。

「そしてついに反乱が発生します。実際我々の管区（属州）では幾多の都市で教会指導者（＝司教）に対し民衆（＝迫害に際して一時棄教した者たち）からの攻撃が生じているのです。彼らは、殉教者と告白者から皆にひとたび与えられたと言い立てている平和（＝教会復帰）を直ぐに認知するよう、威嚇して強制的に指導者たちを屈服させました。指導者たちはこれに抗するだけの精神の徳性も信仰の堅固さも持ち合わせてはいなかったのです。」⁽²⁹⁾

こうした前史を踏まえるならば、4世紀初頭の両教会会議で問題となった「告白者の書簡」なるものは棄教者の教会復帰を承認するよう指示した告白者推薦状であるとすると Mendoza, Baronius, そして保坂の解釈は問題なく受け入れられるものである。

しかしながらⅡ.節末において前述したように、エルピラ・アルルの当該両カノンが要請する行動規定が履行されたとしても、告白者推薦状を持参した棄教者は、エルピラカノンによれば推薦状を返却され、アルルカノンによれば他の推薦状を手渡されるので、結果として有効な推薦状を入手している状態であることに変わりはない。坂坂が提案した棄教者の殺到による告白者の負担を軽減するという目的が達成されるとは予想され得ない以上、両カノンにおいて共通して規定された、告白者推薦状からの告白者名削除という行為がいったい何を目的としたものなのかは説明されていないのである。そこで我々は告白者名削除という行為の目的を明らかにすべく、次節においては告白者と司教の關係に注目しながら考察を進めていく。

Ⅳ. 司教と告白者の關係：告白を通じての叙階

大迫害期における棄教者の大量発生は、彼らの教会復帰の是非あるいは復帰の条件としての悔悛の内容を巡って帝国各地の教会で大論争を巻き起こし、しばしば深刻な紛争にまで発展した。例えば帝国東方のエジプト、アレクサンドリア教会ではメレティオスのスキスマと呼ばれる教会分裂があり、306年1～2月にアレクサンドリア市でエジプト司教団が参加して開催された教会会議では、アレクサンドリア司教ペトロスと対立していたリュコポリス司教メレティオスが罷免されたが、二人の対立の背景には棄教者の取り扱いを巡っての意見の相違があったようである。

「ある者は殉教したが、ある者は殉教を逃して偶像礼拝という無法を犯した。強制のもとに供犠を余儀なくされた者たちは、背教し供犠をし違反を犯したため告白者と殉教者のもとに赴いた。それというのも悔い改めの憐れみを得ようとしてであった。その中には兵士もいれば様々な階級の聖職者、すなわち司祭や助祭その他の聖職者もいた。そこで殉教者たちの間に物議が、そして小さからぬ不協和音が生じ、ある者は以下のように言う、一度背教し〔キリストを〕否認し、勇気を持ち続けて踏み止まり戦うことをしなかった者どもは悔い改め〔天上での教会復帰〕の資格はない。さもないと、まだ残っている〔背教していない〕者たちは、かくも性急に棄教者たちに赦しを与えるならば、品位に対する感覚を失って道を踏み外し、再度〔キリストを〕否認し異教の無法さへと赴くことになるう、と。告白者たちの口から言われたことは理に適ったことだ。このように主張していた者としてはメレティオス、ペレウス、そして他にも殉教者そして告白者の大半がいた。」⁽³⁰⁾

当時司教ペトロスは棄教者とその背教行為の形態によって分類し、無罪あるいは期間

を様々に区切った悔悛を条件とした教会復帰、さらには完全なる破門というレベル分けされた処分を設けアレクサンドリア教会に従属する諸教会に書き送った⁽³¹⁾。これに対してメレティオスはより厳格な対応を求め両者の対立は深刻化したようである。罷免後メレティオスは自らの方針に従う教会を設立して「殉教者たちの教会」と呼び⁽³²⁾、自らを含め29名の司教を擁したという⁽³³⁾。メレティオスとペトロスはそれぞれ司教として教会復帰に関する方針を巡り対立したとしても、上記で見たようにこのスキスマの背景となった棄教者の教会復帰を巡っての意見の相違は、殉教者・告白者による棄教者の贖宥の是非を巡る論争がその発端となっていることは明らかである。そしてこの論争は殉教者たちから発生し、後に司教らの教会会議を招集せざるを得ない事態にまで発展したのであった。

東方に比べ一般に迫害が軽微であったとされる西方でも⁽³⁴⁾、同様に棄教者は大量発生し、やはりその教会復帰を巡っての論争は暴力的な紛争にまで発展したようである。ローマ市教会では307/8年に司教となったマルケッルスが、棄教者らに対し悔い改めを行うことを要求したために、帝国当局の手を借りた棄教者らによって追放の憂き目を見たことが後のローマ司教ダマスによって市内プリスキラ墓地に設置された碑文に刻まれている。

「真の指導者（＝司教マルケッルス）は、棄教者たちは〔自らの〕罪責を嘆くよう指示したがために、全ての憐れむべき人々（＝供犠実行者）にとっては辛辣な敵となった。／ここから狂気が、ここから憎悪が生じる、不和、争い、反乱、殺戮が、平和の紐帯は断ち切られる。／平和にあってキリストを否認した者の告発のゆえに、（マルケッルスは）僧主の獐猛さによって祖国外へと追放された。／ダマスはこれらの事柄を発見し、端的に伝えようと欲した。人々がマルケッルスのこの功績を知ることができるよう。」⁽³⁵⁾

碑文中に記される「憐れむべき人々」とは「罪責を嘆く」（＝悔い改めを行う）よう指示された棄教者たちであり、即時の教会復帰を阻まれた彼らは帝国当局（＝「僧主」）に手を回し、司教を祖国外追放にしたようである。マルケッルスが追放されてほどなく⁽³⁶⁾、またもや後継司教エウセビウスが同様の教会内紛争の犠牲となった。

「司教ダマス制作／ヘラクリウスは罪ある棄教者たちが嘆き悲しむことを禁じ／エウセビウスは憐れむべき人々がその罪責行為を嘆くよう教えた／会衆は分裂し狂気が燃え上がった。／反乱、殺戮、戦争、不和、争い。／突如彼らは同じく僧主の獐猛さで追放された／指導者（＝司教）は平和の全き紐帯を保たんとして、

／裁きをする主のもと追放を喜んで耐えた。／トリクリナリアの岸部で世と生を去った。／司教であり殉教者であるエウセビウスに」⁽³⁷⁾

「嘆き悲しむ (dolere)」と「嘆く (flere)」は同じく悔悛を意味し、ヘラクリウスが棄教者たちの「嘆き悲しむ」ことを禁じたというのは、悔悛とはそれを満たせば教会復帰を承認するための条件であるため、これを禁じるということはそもそも棄教者に一切の赦される道なしと厳格な対応を行ったということになる⁽³⁸⁾。一方悔悛という条件付きでの復帰を認めたのが司教エウセビウスであった。このようにローマ教会は二度も帝国当局の介入を招き（あるいは意図的にこれを呼び入れ）、棄教者の教会復帰を即時に承認するよう司教に暴力的に要請する信徒が勢力を振ったのであった。

こうして見たときに、司教にとって告白者推薦状とはどのような存在であったかには再考の必要性が生じてくる。Ⅲ.節で紹介した、キプリアヌスの嘆き⁽³⁹⁾を今一度想起されたい。司教が直面していたのは、告白者推薦状を盾に即時の教会復帰を承認するよう迫る棄教者の大群であり、それ以前に見てきた彼の証言からは、安易に推薦状を乱発する告白者に対する怒りない困惑が見て取れる。そのため彼は推薦状発行を抑制することによって、自らに対し脅迫的に教会復帰を要求する棄教者たちの「請求権」の大本を絶とうと試みたのであった。

しかし、キプリアヌスが推薦状発行権を告白者たちから召し上げ殉教者たちにのみ限定しようとしたとしても、これがどの程度功を奏したのかを厳密に知ることはできない。告白者たちは結局、自分たちの行動に賛成している殉教者たちの名を借りることによって、推薦状発行を継続している⁽⁴⁰⁾。キプリアヌスはこうした行動を取る告白者の一人ルキアヌスを非難する際、背教してしまった母と妹のためにのみ推薦状を発行したことのあるマッパリクス、また一度も推薦状を書いたことのないサトゥルニヌスの二人のみを対照的な良き殉教者として挙げ称揚する。司教は「名義貸し」それ自体を問題視してその対照を挙げているのではなく、その上で行われる安易な推薦状発行を問題視しているのである。キプリアヌスにとっては不都合なことに、その他の殉教者たちも依然として彼らの持つ推薦状発行権を、棄教者たちのために安易に行使していたのだろう。実際、キプリアヌスを悩ませた押し寄せる大勢の棄教者たちが手にしていた推薦状は、告白者たちだけでなく殉教者たちから発行されたものをも含んでいたのである⁽⁴¹⁾。

推薦状を乱発する告白者たちに対して抑制を加えようと試みたキプリアヌスであるが、司教が相対した告白者たちの態度は、上位聖職者に対する従順なものであったとは言いがたい。

「告白者一同から聖なる司教⁽⁴²⁾キプリアヌスへ
我々は皆一緒になって、〔贖宥の〕勘定書⁽⁴³⁾が書かれた者たちのために、平和を
与えたのである。この勘定書は貴方に我々の判断に従うよう促しているからである。
そして我々はこの布告⁽⁴⁴⁾が貴方を通じて他の司教らの注意を促すことを望
む。我々は貴方が聖なる殉教者たちと平和を保つことを祈る。ルキアヌスが聖職
者の中の祓魔師と読師の臨席のもと署名した。」⁽⁴⁵⁾

告白者ルキアヌスはここで、謙虚な助言者ではなく、命令者として司教キプリアヌス
に書簡を送っている。書簡冒頭の表題 (titulus) は司教に宛名するときの慣習とは
逆の順序で⁽⁴⁶⁾、「告白者一同」が先に来て、司教 (papa) キプリアヌスを後におい
ている。告白者ルキアヌスは書簡の形式の上からも内容からも、自分たちの発行した
推薦状については、司教は告白者たちの判断に従わねばならないと言い立てているの
である。

Brent は、殉教者そして告白者たちが贖宥をする力の源泉は、司教（ないし長老）
に叙階されて発生する他の聖職者たちのそれとは異なり、彼らが受難の中で示したキ
リストの模倣者 (μιμηταί χριστοῦ) たることから発生したと古代においては考えら
れており⁽⁴⁷⁾、それゆえに彼らの地位と権限は人間によらない、告白を通じての叙階
(*ordinatio per confessionem*) によって形成されていたと主張している⁽⁴⁸⁾。言い換
えれば、殉教者／告白者の権威はその基盤からして司教からの叙階によるものでは
ないので、その意味で司教からは独立した聖職者権限を有しているとも言える。このこ
とを明確に示しているのが、ヒッポリュトスが作成した3世紀ローマ教会の伝統をま
とめた教会令文書『使徒伝承』⁽⁴⁹⁾ 9節の告白者叙階規定である。

「主の名のために捕らえられて告白者となった場合、その人を助祭または長老と
するために按手式をする必要はない。その人は告白によって長老の誉れを受けて
いるからである。ただし司教に立てられる場合には、その人に按手式がなされ
る。」⁽⁵⁰⁾

『使徒伝承』がヒッポリュトス、あるいは彼と同時代のヒッポリュトスと近いグ
ループによって書かれたものであるという Brent の解釈が正しければ⁽⁵¹⁾、キプリア
ヌス期には、迫害法廷における⁽⁵²⁾告白によって告白者となった者はその行為のみに
よって既に長老職と等しい権限を有すると見なされていたのである。キプリアヌスと
同時代人であるアレクサンドリアの司教ディオニュシオスは、アンティオキア司教
ファビオスへ宛てた書簡の中で、年老いた棄教者セラピオンが臨終の際に教会との和

解を求め、体調が優れなかった長老は使いとしてやってきたセラピオンの子に聖別したパンを委ね、セラピオンが死ぬ前に教会との和解をなしてやったという出来事を伝えている。司教ディオニシオスによれば、こうした長老の判断、すなわち臨終にある棄教者に聖体拝領を承認したことは何ら問題ではなく、司教の指示に従ってのことであったと述べている⁽⁵³⁾。つまり、司教が特定の個人を指示しなくても、長老は棄教者を赦すことができたのである⁽⁵⁴⁾。長老や助祭もまた安易に棄教者を赦免してしまっていることもまた、キプリアヌスの悩みであった⁽⁵⁵⁾。すなわち、法廷での告白によって長老職と同等の権威を有していた告白者たちは、赦免を行えると一般に見なされていたのであった。

キプリアヌスが苦々しく思っていたであろうこの告白者の権威は、我々が考察している両カノンの成立期、すなわち4世紀初頭でも固く維持されていたに違いない。『使徒伝承』からはその後4世紀エジプトにおいてアラビア語で記された「ヒッポリュトスのカノン *Canones Hippolyti*」や4世紀後半シリアにおいてアラビア語で成立した『主の遺訓 *Testamentum Domini*』などが派生しているが、いずれのテキストも『使徒伝承』における告白者の、告白を通じての叙階についての規定をそのまま受け入れているからである⁽⁵⁶⁾。『使徒伝承』から派生した教会令文書の中で、4世紀後半にシリアで成立した『使徒教憲 *Constitutiones Apostolorum*』のみが、こうして明らかに認知されていた告白者権威に対して抑制の文言を盛り込んでいるのである。

「そして私、アルファエオスの息子ヤコブは、告白者たちに関しての教憲を作った。告白者は按手されない。何故なら彼は〔彼の〕選択と忍耐によって按手されており、大いなる榮譽に相応しいからである、神とその息子キリストの名を諸民族と王たちの前で告白したように。しかしもし機会があれば、司教か司祭、あるいは助祭に按手〔にて叙階〕されるものである。しかしもし告白者たちの誰かが、按手を受けずして、彼のその告白の徳性によるという理由で何らかのそうした榮譽を自身のため無理やり盗もうとするならば、彼は退けられ追放されるべきである。彼はキリストの教憲を否定し、『不信仰者よりも悪しき』ゆえに、そのような職位にない者であるから。」(傍点部筆者)⁽⁵⁷⁾

『使徒教憲』による告白者抑制の文言が『使徒伝承』派生文書の中で異彩を放っていることは、言い換えれば4世紀後半になろうとも告白者の権威を抑制しようという試みは少数派の立場であったことを示していると言ってよい。むしろ、迫害中に信仰を堅持し告白を貫徹することは、カトリック教会が最も強調した対迫害プロパガンダであり、これに従って信仰の英雄としての権威を得た告白者に対し、教会指導者たる司

教らが権威抑制を行うことは、理念上実に矛盾することであった。このように圧倒的であった栄光を誇った告白者たちの立場を思えば、4世紀初頭、大迫害期間中あるいはその終結直後に、告白者推薦状が発揮した効力は、たとえそれによって大量の棄教者が安易に教会復帰することを司教が好ましくないと思っていたとしても、簡単に抑え込めるものではなかったのである。こうした理解に立って初めて、我々は問題の両カノンにおいて告白者名削除規定を持った意味を正しく解釈できるのである。

V. 推薦状からの告白者名削除の目的：司教による告白者権威の抑制の試み

前節までのような観点で見たときに、我々が考察する両カノンの時代、すなわち4世紀初頭の西方教会と、キプリアヌス期の西方教会の状況が同様であったと想定して良いならば、エルピラ・アルルに集結した西方司教たちは、彼らの時代の告白者推薦状に対して、キプリアヌスと同様の見方をしていたとしても大きな間違いではあるまい。

しかしながら、両教会会議、ならびに同時期に開催された諸教会会議カノンおよび他教会史史料においても、告白者推薦状発行に対し何らかの抑制が加えられたことを示唆する記述はほとんど発見されていない。唯一の例外が『使徒教憲』なのである。こうした状況を背景にして、初めて我々は両カノンにともに記される「告白者の名前を削除する」という行為を考察することが可能になるのである。

告白者名削除という行為をより正確に理解するために、再度両カノンの規定においては、エルピラカノンでは推薦状の返却、アルルカノンでは別の推薦状を手渡す、という行為が規定されているため、一連のプロセス（棄教者による告白者の訪問および告白者推薦状の入手、告白者推薦状を持参しての教会訪問、推薦状から告白者名の削除、推薦状返却ないし別の推薦状の付与、推薦状による教会復帰）において、告白者名削除は棄教者にとって告白者推薦状を獲得することを有効な手段のままにしていることを確認しておこう。すなわち、告白者名削除の目的は告白者推薦状持参の無効化宣言ではない。

そこで、エルピラカノンにおいては告白者の名前が削除された推薦状が返却されているという事実注目してみよう。告白者名削除の目的が告白者推薦状持参の無効化ではないことはすでに論じたが、既に署名が一度削除された推薦状が有効なものとして返却されるためには、その推薦状には有効な別の署名がなされていなければならない。推薦状を有効なものとするために、贖宥の権能を持ち、教会に出入りする人物を管理し、そして告白者推薦状が一度提出される聖職者とは誰か。明らかに、それは司教以外にはあり得ない。つまりエルピラカノンは、告白者推薦状から告白者名を削除し、司教の署名をした推薦状を返却することを指示することで、告白者推薦状を司教

推薦状と取り換えるよう規定していたのである。

アルルカノンを見れば、この推測がさらに強固に支持されよう。既に指摘したように、アルルカノンによれば、告白者推薦状は告白者名を削除されるが、持参者は別の推薦状を手渡される。すなわち、エルピラカノンにおいては物理的に同じ推薦状の署名を告白者から司教へと変更することが指示されていたが、アルルカノンでは告白者名を削除した上で（すなわち告白者推薦状を無効なものとした上で）、物理的にも異なる司教推薦状と取り換えることを指示しているのである。筆者はこの両カノンの相違部分から、アルルカノン10(9)はエルピラカノン25の発展形であると考えている⁽⁵⁸⁾。すなわち、エルピラカノンでは司教署名がされてはいるものの一度誰かの署名がされていたことが明らかである推薦状⁽⁵⁹⁾が残されるが、アルルカノンでは完全に司教が署名した推薦状のみ有効なものとして存在するように規定されたのである。

この、告白者推薦状を司教推薦状に取り換えるよう指示する規定を、我々はどのように捉えたら良いのであろうか。両カノンを考察するため我々は、類推される背景として、二つの状況を見てきた。すなわち、まず一方には安易に推薦状を大量発行する告白者の行動を苦々しく思っている、教会復帰には一定の悔悛が不可欠であると考えられる教会管理者たる司教たちの立場があった。そして他方には、告白者の権威が彼らの迫害中の告白に根差すことから、司教によって叙階される他の聖職者たちと異なり、司教らがその権威を抑制することなどほぼできない状況があった。こうした背景から類推するに、両カノンにおける告白者名削除規定、言い換えれば告白者推薦状の司教推薦状への取り換え規定は、ひとたび告白者推薦状が持参されれば告白者の絶大なる権威のためにこれを否定できない司教らの立場、そして推薦状を司教自らのものと交換することで、見かけ上だけでも、棄教者の教会復帰を判断し決定したのは司教たちである、としたい、司教たちの涙ぐましい努力を示しているのである。

告白者推薦状の効力が司教らの権威をも凌いでいた可能性は、エルピラカノンに含まれる他の規定からも類推される。エルピラカノン58にはこのような規定がある。

「全ての場所において、特に司教位の第一の座が設置されたところにおいて、推薦書簡を持ち来る者は全ての事が正しく確約されたものであるか彼の証言によって問われると決議された。」⁽⁶⁰⁾

おそらく教会復帰に先立ち希望者が異端的信仰を保持していないかを問うことを指すと思われるこの規定には、「告白者の (confessorias)」という語を伴わない「推薦書簡 (communicatorias litteras)」が登場する。ここから類推するに、当時推薦状を発行したのは殉教者・告白者のみではなかったとも想定可能である。他に発行者として

最もふさわしいと考えられるのは司教位にある者であるが、しかしながらエルピラカノンには以下のような規定も存在するのである。

「不法のため聖体拝領から排除されていた者は破門を言い渡した司教によってのみ再び承認され得る。最初の司教の同意を獲得することなくして彼あるいは彼女を再び承認する司教は兄弟たちの間に緊張をもたらした責任を取り職位から解任され得ると決議された。」⁽⁶¹⁾

棄教者の教会復帰に関しては、棄教者の所属教会を管轄する司教の専管事項であることがここでは明確に謳われており、司教職解任をもってこれを破ることを禁じるこの規定は、アルルカノンにも引き継がれている⁽⁶²⁾。もしエルピラカノン58が告白者以外、特に司教の推薦状の存在を示すのならば、その推薦状は告白者推薦状の自動的な教会復帰効力とは異なり、あくまで棄教者の所属教会を管轄する司教に他教会から発行された、低姿勢に赦免を請う、文字通り推薦状に過ぎなかったのである⁽⁶³⁾。

VI. おわりに

本稿で得られた考察からは、M. ウェーバーが「官職カリスマ対個人的カリスマ」のように典型的に示したように⁽⁶⁴⁾、教会が制度化されていく中でカリスマ的権威が掣肘されていく、その僅かな萌芽が展望として観測されたかに思われるかもしれない⁽⁶⁵⁾。しかしながら理念的にも実際にも、司教と告白者は排他的存在でも二項対立的存在でもないことは直ちに看取されよう⁽⁶⁶⁾。また、両カノン以外に告白者推薦状に関する規定が現存するカノン史料には一切現れないことから、本稿で論じた問題が例えばドナティスト問題⁽⁶⁷⁾などとは異なり、西方教会における一時的な問題であった可能性を色濃く物語っている⁽⁶⁸⁾。本稿が得た結論は以下ようになるが、あくまで史料解釈の可能性に留まるものである。

ここで本稿の結論を短くまとめよう。エルピラ・アルル両教会会議にて決議された、告白者推薦状に対する告白者名削除規定とは、安易に棄教者の教会復帰を認めこの承認を強制してくる告白者および推薦状持参者に対処する規定である。教会会議に集結した司教らは告白者らの権威を抑制することは不可能であるが、その推薦状をすべからく司教署名の推薦状と交換することをもって、外見上だけでも教会の管轄権を司教位に一元化しようとしたのであった。

略記一覧

一次史料の略記については Patrick H. Alexander et al. (eds.), *The SBL Handbook of Style: for Ancient*

Near Eastern, Biblical, and Early Christian Studies, Peabody/ Massachusetts: Hendrickson Publishers Inc., 1999に従い、これに無いものは初出の際に断りを入れた。

註

- (1) 「大迫害」研究には重厚な研究史の蓄積があるものの、本稿における主たる考察対象はこの迫害内容の詳細な検討とは異なるため、我が国における重要な研究を挙げるに留める。松本宜郎『キリスト教徒大迫害の研究』教文館 1991年；豊田浩志『「ディオクレティアヌスのキリスト教大迫害」勃発原因をめぐって（一）」『上智史学』37号 1992年 235-59頁，同『「ディオクレティアヌスのキリスト教大迫害」勃発原因をめぐって（二）」『上智史学』38号 1993年 63-98頁，同『「ディオクレティアヌスのキリスト教大迫害」勃発原因をめぐって（三）」『上智史学』41号 1995年 58-63頁；保坂高殿『ローマ帝政中期の教会と国家——キリスト教迫害史研究193-311年』教文館 2008年。
- (2) *omnis qui attulerit litteras confessorias, sublato nomine confessoris, eo quod omnes sub hac nominis gloria passim concutiant simplices, communicatoriae ei dandae sunt litterae.*
- (3) *de his qui confessorum litteras afferunt, placuit, ut sublatis eis litteris alias accipiant communicatorias.*
- (4) 以下、近代以前の研究史整理は K. J. Hefele, *Conciliengeschichte des Altertums* I, Freiburg, (= W. R. Clark (trans.), *A History of the Christian Councils*, vol.1, 2nd ed., Edinburgh: T & T Clark, 1883) 1873 (Heft 2), ss.165-6；保坂 (2008) 285-6頁に依る。
- (5) キプリアヌス期までの「平和の書簡」について詳細は後述する。下記Ⅲ.節およびⅣ.節を見よ。彼の贖宥観に関する神学的研究は石橋泰助「古代教会における再洗礼論争について——キュプリアヌスの見解を中心として——」『南山神学』23号 1999年 9月 113-41頁。
- (6) B. Kötting, "Die Stellung des Konfessors in der Alten Kirche", *Jahrbuch für Antike und Christentum* 19, 1976, s. 22もこの解釈を支持。司教により発行された「ビザ」なしには所属教会以外の教会に受け入れてはならないと推定。H. von Achelis, *Das Christentum in den ersten drei Jahrhunderten*, 2Bd. Leipzig, 1912, s.191も同様。
- (7) 第三者へ何者かを推薦する書簡の例はローマ帝政期を通じ数多く存在する。考古学的出土例としては A. Deissmann, *Licht vom Osten: Das Neue Testament und die neuentdeckten Texte der hellenistisch-römischen Welt*, Tübingen: Mohr Siebeck, 1908, 1923 (Heft 4), ss.137, 163-6に写真掲載されている。オリブ植樹業者 Mystation から神官 Stotoetis に宛てられた 1 世紀のギリシア語パピルス (ファイユーム出土)，また Beneficiarius たる Aurelius Archelaus から軍団長 Iulius Domitius に宛てられた 2 世紀ラテン語パピルス (オクシュリンコス出土) を見よ。どちらもキリスト教徒間の書簡であるかは不明。
- (8) "belästigt wurden": Hefele (1873) s.165.
- (9) E. Reichert, *Die Canones der Synode von Elvira: Einleitung und Kommentar*, (Dissertation), Universität Hamburg, 1990, ss.127-8は Hefele を引きながら、一般信徒は告白者の偉大な名前のみで惑わされてしまう可能性を挙げている。
- (10) G. E. M. de Ste Croix, *Christian Persecution, Martyrdom, and Orthodoxy*, Oxford: Oxford

University Press, 2006, p. 93は Hefele の延長で、'nomen' を「個人の名前」ではなく「称号」と理解し、例えば 'Lucius confessor' のような署名があったならば 'confessor' の部分を削除することで一般信徒への課題な心理的影響を軽減すると考えた。しかし保坂は 'concutiant' の主語として 'nomen' を採用することは文法的に無理があるとこれをも退ける。

- (11) Eusebius (以下 Eusb) *Hist eccl* 5.1.45. Cf. 5.2.6-7.
- (12) Eusb *Hist eccl* 5.2.8.
- (13) Eusb *Hist eccl* 6.42.5-6.
- (14) 保坂 (2008) 278-84頁.
- (15) テルトゥリアヌスにおける贖宥観については石橋泰助「古代教会における悔悛の神学——テルトゥリアヌスをめぐって——」『南山神学』20号 1997年2月 1-24頁.
- (16) Tertullianus (以下 Tert) *Mart* 1.1.
- (17) Tert *Mart* 1.6: *quam pacem quidam in ecclesia non habentes a martyribus in carcere exorare consueverunt.*
- (18) こうした権能についての神学的研究は K. Rahner, *Schriften zur Theologie*, Bd. 11, Zürich/Einsiedeln/ Köln: Benziger Verlag, 1973; K. B. Osborne, *Reconciliation and Justification: the sacrament and its theology*, New York/ Mahwah, Paulist Press, 1990.
- (19) Tert *Pud* 22.1-2: *At tu iam et in martyras tuos effundis hanc potestatem. Vt quisque ex consensione uincola induit adhuc mollia in nouo custodiae nomine, statim ambiunt moechi, statim adeunt fornicatores, iam preces circumsonant, iam lacrimae circumstagnant maculati cuiusque, nec ulli magis aditum carceris redimunt quam qui ecclesiam perdiderunt. ... Alii ad metalla confugiunt et inde communicatores reuertuntur...* テルトゥリアヌスは贖宥の権能について、カトリックからモンタヌス派へと移行するにつれて否定的になったようである。すなわち、罪を赦せるのは殉教者でも司教でもなく、神のみであると考えようになった (*Pud* 22.3) : *...quis permittit homini donare quae Deo reseruanda sunt, a quo ea sine excusatione damnata sunt, quae nec apostoli, quod sciam, martyres et ipsi donabilia iudicauerunt? Cf. D. Rankin, Tertullian and the Church, Cambridge: Cambridge University Press, 1995, p. 63; T. D. Barnes, Tertullian: A Historical and Literary Study, Oxford: Clarendon Press, 1985 (rev. ed.), p.185.*
- (20) Hippolytus (以下 Hippolyt) *Haer* 9.12.9-10 (コンモドゥス帝期、借金逃れのためシナゴグでユダヤ教徒の礼拝を妨害する騒ぎを犯してのサルディニア追放という).
- (21) Hippolyt *Haer* 9.12.23f.
- (22) 釈放に関する史料例は Ign *Magn* 12; Hippolyt *Haer* 9.12.11, *Comm Dan* 2.359, 2.37.1-2; Tert *Pud* 22.1; Eusb *Hist eccl* 5.18.5, 6.8.7, 6.11.5; Cypian (以下 Cyp) *Epistulae* (以下 *Ep*) 10.5; Lucianus *Peregr* 14.
- (23) Cyp *Ep* 20.2: *comperissem, eos (sc. lapsos et libellaticos)...exambire ad martyres passim, confessores quoque importuna et gratiosa deprecatione corrumpere, ut sine ullo discrimine atque examine singulorum darentur quotidie libellorum millia contra evangelii legem.*
- (24) Cyp *Ep* 20.3: *pacem sibi a martyribus et confessoribus promissam extorquere violento*

impetu niterentur. 訳文中〔 〕内は筆者の補い。保坂(2008)281頁はこの箇所に「殉教者および告白者のもとに」と補いを入れる。しかしながら殉教者および告白者は既に平和(教会との和解)を約束しているため、彼らのところに殺到する必要はない。

- (25) 同様の証言として *Cyp Ep 27.3*: *pacem...a martyribus et confessoribus datam*. しかし保坂(2008)281-3頁はキプリアヌスが一定程度以上の過去の推薦状について言及する際や獄中の殉教者への奉仕に言及する際には告白者に関して等閑視に付すことから(*Cyp Ep 15.1, 4*), この権限が元来殉教者に固有のものであり、一定の時期に告白者にまで拡張されたと推定している。さらにキプリアヌスによる告白者の贖宥権限の召し上げ以降、告白者が単独で推薦状を書いた形跡が見当たらず、推薦状発行は再び殉教者の許可を必要とするものになったとする。Cf. *Cyp Ep 17.3, 21.4, 22.2, 27.1, 27.3*. それとは異なりA. Brent, "Cyprian and the question of *ordinatio per confessionem*," *Studia Patristica* 36, 2001, pp. 323-37; idem "Cyprian's Reconstruction of the Martyr Tradition," *Journal of Ecclesiastical History*, 53.2, April 2002, pp. 241-68; idem *Cyprian and Roman Carthage*, Cambridge/New York: Cambridge University Press, 2010, pp. 250-89は告白者が完全な贖宥権限を伝統的に有しており、彼らは棄教者らの教会復帰を司教らに「要請」ではなく「命令」していたゆえに、権限の一元化を狙うキプリアヌスがこれを抑制するために策動したとする。彼は推薦状を与えられた教徒が教会復帰を認めてもらうために司教のところへ行かねばならなかったのは、獄中ゆえに棄教者の罪を赦し教会復帰を行うための儀式に用いる、聖体拝領用のパンが入手できなかったためと想定している。G. D. Dunn, "Cyprian's Rival Bishops and their Communities," *Augustinianum* 45, 2005 p. 68; idem *Cyprian and Bishop of Rome: Questions of Papal Primacy in Early Christian Church*, Early Christian Studies 11, St. Paul's Publication, 2007, pp. 29-30はデキウス帝期には告白者たちは何人かの長老たちに教唆ないし指示されて贖宥行為を行っていたとし、Brentによる告白者の完全な贖宥権説を否定。筆者としてはBrentの議論はそもそも告白者たちのところへ棄教者らが推薦状を発行してもらいに到達できているのに、パンのやり取りのみが出来ないとしている点で問題があると指摘したい。頻繁な教徒の獄中への訪問、同時にパンを持ち込むことが可能であることはA. McGowan, "Discipline and Diet: Feeding the Martyrs in Roman Carthage", *Harvard Theological Review*, 96, 2003, pp. 455-76. またDunnの想定とは違い、告白者たちの少なくとも何人かが自らに贖宥権があると確信して行動していることは、自分たちに従うようキプリアヌスに求めるルキアノスの書簡から伺えよう(*Cyp Ep 23.1-7*)。キプリアヌス期の告白者たちの贖宥権に関しては別稿にて考察したい。

- (26) *Cyp Ep 15.4*: *audio enim, quibusdam sic libellos fieri, ut dicatur: Communicet ille cum suis, quod numquam omnino a martyribus factum est.*
- (27) *Cyp Ep 18.1; 19.2; 20.3*. Cf. *Eusb Hist eccl 6.42.5f*.
- (28) *Passio SS Perpetua et Felicitas 13.1-7*. 殉教を待つベルベトゥアに指導を請う司教と長老。
- (29) *Cyp Ep 27.3*: *Denique huius seditionis origo iam coepit. Namque in provincia nostra per aliquot civitates in praepositos impetus per multitudinem factus est, et pacem, quam semel cuncti a martyribus et confessoribus datam clamitabant, confestim sibi repraesentari coegerunt, territis et subactis praepositis suis, qui ad resistendum minus virtute animi et*

robore fidei praevalebant.

- (30) Epiphanius *Pan* 68.2.1-3. 訳文は保坂 (2008) 407頁に従う。
- (31) J. A. Fischer, "Die Synode zu Alexandrien im Jahr 306", *Annuarium historiae conciliorum* 19, 1987, p. 64. また保坂 (2008) 408頁にペトロス教会復帰規則の表。
- (32) Epiphanius *Pan* 68.1.3.
- (33) Athanasius *C Ar* 71.
- (34) Lactantius *Mort* 15.7. コンスタンティウスはディオクレティアヌス第一告示発布時にも教会堂破壊のみで良しとしたとする。
- (35) *Inscriptiones Latinae Christianae Veteres* 962 (= PL 6.21 BC = 13.384 B-385 A): veridicus rector lapsos quia crimina flere/ praedixit, miseris fuit omnibus hostis amarus./ hinc furor, hinc odium sequitur, discordia, lites,/ seditio, caedes solvuntur foedera pacis./ crimen ob alterius Christum qui in pace negavit,/ finibus expulsus patriae est feritate tyranni./ haec breviter Damasus voluit comperta referre,/ Marcelli ut populus meritum cognoscere possit.
- (36) エウセビオスのローマ司教位就任期間は *Cat Lib ad Eusebium* によれば4ヶ月と16日, *Eusb/ Hieronymus Chron* によれば7ヶ月. Cf. 保坂 (2008) 564頁.
- (37) *Inscriptiones Latinae Christianae Veteres* 963 (= PL 385 B-368 A): DAMASVS EPISCOPVS FECIT/ Heraclius vetuit labso peccata dolere, Eusebius miseros docuit sua crimina flere./ scinditur in partes propulus gliscente furore: seditio, caede<s>, bellum, discordia, lites./ ex<t>emplo partiter pulsi feritate tyranni, / integra cum rector servaret foedera pacis,/ pertulit exilium domino sub iudice laetus./ litore Trinacrio mundum vitamq. reliquit./ EVSEBIO EPISCOPO ET MARTYRI
- (38) 保坂 (2008) 415-7頁はもう一つ (ヘラクリウスが異教・帝国に融和的指導者で)「悔い改めを (不必要な行為として) 禁じた」とも読み得る可能性をも提示. 結論としてはエウセビウスともども追放の憂き目を見ていることから, 融和派によって厳格なヘラクリウス, 条件付き復帰を認める中間派と言えるエウセビウスがどちらも排除されたと想定. 筆者もヘラクリウス厳格派説を支持する根拠として, *Canon Elvira* 22における異端からのカトリック復帰者には「悔悛が拒絶されない non esse denegandam」を指摘したい。
- (39) *Cyp Ep* 27.3.
- (40) *Cyp Ep* 27.3: in Pauli nomine; 22.2: si quis ... abs te pacem petierit, da in nomine meo; 27.1: Aurelii ... tormenta perpassi nomine. 保坂 (2008) 283頁: 「告白者は自ら一通でも発行したければ殉教者のもとに赴き許可を得ねばならない」。しかしながらいずれにせよ告白者に依頼した棄教者が推薦状を得ていることを強調したい. 推薦状という伝統自体は問題視されたとしても廃止されはしなかった。
- (41) *Cyp Ep* 27.2.2.34-8.
- (42) 'papa sanctus' は古代におけるメトロポリス司教への称号. J. Moorhead, "Papa as "bishop of Rome"", *Journal of Ecclesiastical History* 36.3, 1985, pp.337-8.
- (43) 勘定書 ratio という用語法の例は *Dig (Ulpian)* 37.15.1; *Plinius Ep* 2.4.4.

- (44) forma を布告 (edict) としたことについては G. W. Clark, *The Letters of St. Cyprian of Carthage*, Ancient Christian Writers, vol. 43, New York: Newman Press, 1984, p. 342 n 2.
- (45) *Cyp Ep* 23. 1-7: VNIVERSI CONFESSORES CYPRIANO PAPATI S./ Scias nos uniuersos quibus ad te ratio constiterit quid post commissum egerint dedisse pacem, et hanc formam per te et aliis episcopis innotescere uolumus. optamus te cum sanctis martyribus pacem habere. praesente de clero et exorcista et lectore Lucianun scripsit.
- (46) A. A. Bastiaensen, *Le Cérémonial épistolaire des chrétiens latins, orige et premiers développements*, Graecitas et Latinitas Christianorum primaeva, Supplementa 2. 1, Nijmegen: Dekker and Van de Veg, 1964, p.14. Cf. Clark (1984) p. 341.
- (47) Brent (2010) pp.258-61: e.g. *Eusb Hist eccl* 5.1.30, 5.1.41-2, 5.1.45, 5.2.2, 5.2.6-7.
- (48) Brent (2010) pp.261-70.
- (49) B. Botte, *La Tradition Apostolique de Saint Hippolyte. Essai de reconstruction* (Liturgiewissenschaftliche Quellen und Forschungen, Heft 39), Münster/ Westfalen: Aschendorffsche Verlagsbuchhandlung, 1972 (Heft 4) によるコプト語テキストからのラテン語訳から重訳した。ヒッポリュトスによるオリジナルはギリシア語で書かれたがそのテキストは散逸した。Cf. 土屋吉正『聖ヒッポリュトスの使徒伝承 B. ポットの批判版による初訳』燦葉出版社 1983年。
- (50) *Hppolyt Trad ap* 9: Confessor autem, si fuit in vinculis propter nomen domini, non imponetur manus super eum ad diaconatum vel presbyteratum. Habet enim honorem presbyteratus per suam confessionem. Si autem inscutitue episcopus, imponetur ei manus.
- (51) A. Brent, *Hippolytus and the Roman Church in the Third Century: Communities in Tension before the Emergence of a Monarch-Bishop*, Supplements to *Vigiliae Christianae* 31, Leiden/ New York/ Köln: Brill, 1995, pp. 287-9. Cf. J. A. Cerrato, "The Association of the Name Hippolytus with a Church Order now known as The Apostolic Tradition", *St. Vladimir's Theological Quarterly* 48(2), 2004, pp. 179-94; A. Brent, "St Hippolytus, Biblical Exegete, Roman Bishop, and Martyr", *St Vladimir's Theological Quarterly* 48(2), 2004, pp. 207-31.
- (52) 告白者・殉教者の認定基準が法廷における信仰告白およびその貫徹の結果の被有罪判決にあったことは保坂 (2008) 251-90頁にて明快に論じられている。ただし、*Trad ap* 9後半には告白者としての認定基準は公法廷における告白に限られ、キリスト教信仰故に私刑を受けただけでは不十分であると規定されていることを保坂 (2008) 260頁注30はヒッポリュトスの個人的見解と解す。筆者としては *Clem Alex Strom* 4. 9. 71. 2 ヘラクレオン証言から、古カトリズムにおいて一般的に法廷告白が特に重視されていたことを指摘したい。Cf. *Cyp Laps* 3f.
- (53) *Eusb Hist eccl* 6.44.4.
- (54) この聖体拝領によってセラピオンが赦免され教会復帰を承認されたことは *Eus Hist eccl* 6.44.6 「彼の罪は拭い去られた」から明らか。
- (55) *Cyp Ep* 17.2.
- (56) Brent (2010) p.263 n. 44.
- (57) *Constitutiones Apostolorum* 8. 23 (= *Épitome* 14. 3): Ἰάκωβος ὁ Ἀλφαιῶν καὶ γὰρ διατάσσομαι περὶ

ὁμολογητῶν Ὁμολογητῆς οὐ χειροτονεῖται· γνώμης γὰρ τοῦτο καὶ ὑπομονῆς· τιμῆς δὲ μεγάλης ἐπάξιος, ὡς ὁμολογήσας τὸ ὄνομα τοῦ θεοῦ καὶ τοῦ χριστοῦ αὐτοῦ ἐνώπιον ἐθνῶν καὶ βασιλέων. ἐὰν δὲ χρεια αὐτοῦ ἢ εἰς ἐπίσκοπον ἢ πρεσβύτερον ἢ διάκονον, χειροτονεῖται. εἰ δὲ τις ὁμολογητῆς μὴ χειροτονηθεὶς ἀρπάσῃ ἑαυτῷ ἀξιώματι τοιοῦτον ὡς διὰ τὴν ὁμολογίαν, οὗτος καθαιρείσθω καὶ ἀποβαλλέσθω· οὐ γὰρ ἔστιν, ἐπεὶ περ ἤρηνται τὴν χριστοῦ διάταξιν καὶ ἔστιν ἀπίστου χείρων.

- (58) この想定基礎としては、エルピラカノン25がアルル教会会議(314年)以前に成立していることが求められる。エルピラカノンを伝える写本には「ニカエア公会議開催の頃」あるいは西暦324年を指すヒスパニア歴 era 362などと記されているが、カノン内容からみてもあまりに教会会議開催時期として遅すぎる。M. Meigne, "Concile ou collection d'Elvire?", *Revue d'histoire ecclésiastique* 70, 1975, pp. 361-87はエルピラカノンの内容があまりに雑多で内部矛盾が多いことから、カノン1-21を300年前後、カノン63-75を314-24年の間、カノン22-62, 76-81を324年以降のものとする。年代設定の議論に関しては保坂(2008) 343-5頁にまとめ、保坂も指摘する通り Meigneの想定は有力な仮説となりえるが、我々が検討するカノン25は棄教者たちの「押しかけ」に言及しており、これは大迫害による大規模な棄教者発生を想定しなければ理解不可能である。またアルル教会会議はコンスタンティヌス帝肝いりでドナティスト問題解決のため開催されたにも関わらず、やはり雑多に無関係の問題を討議し決議したことからも必ずしもエルピラカノンが複数の教会会議の結果とする必要はない。筆者としては V. C. De Clercq, *Ossius of Cordova: a Contribution to the History of the Constantinian Period, Studies in Christian Antiquity*, Washington: Catholic University of America Press, 1954, pp. 87-103, 保坂(2008) 345頁を参考にし、305-312年の間と考えたい。Cf. de Ste Croix (2006), pp. 79-99.
- (59) *Sublato* (削る) という語が用いられていることから、西方で一般的であった羊皮紙が推薦状に用いられていたことが想定されるが断定する根拠は無い。ローマ世界におけるパピルスと羊皮紙の使い分け(とりわけ書簡において)については H. Y. Gamble, *Books and Readers in the Early Church. A History of Early Christian Texts*, Yale University Press, 1995. パピルスを用いていた場合、推薦状から告白者の署名を不自然なものでなく削除するには、その部分を含み大幅にパピルスを裁断してしまうしかなかったであろうが、一般に署名される箇所(末尾部分)が大幅に欠けているパピルスはやはり結果として不自然であったろう。パピルスから文字を消すには水に浸した海綿が用いられた(Ammianus 15.5.4)。Cf. Suet *Claud* 16.5 (抹消したという痕跡は残す)。
- (60) *Canon Elvira* 58: quo prima cathedra constituta est episcopatus, ut interrogentur hi qui communicatorias litteras tradunt, an omnia recte habeant suo testimonio comprobata.
- (61) *Canon Elvira* 53: placuit cunctis, ut ab eo episcopo quis recipiat communionem, a quo abstentus in crimine aliquo quis fuerit: quod si alius episcopus praesumpserit eum admitti, illo adhuc minime faciente vel consentiente a quo fuerit communionem privatus, sciat se huiusmodi causas inter fratres esse cum status sui periculo praestaturum.
- (62) *Canon Arles* 17(16): De his qui pro delicto suo a communionem separantur, ita placuit ut, in quibuscumque locis fuerint exclusi, eodem loco communionem consequantur(17), ut nullus

episcopus alium episcopum inculcet.

- (63) あるいは推薦状発行権は殉教者・告白者に限られていたかも知れない。我々は両者以外の名による推薦状の例を知らないからである。いずれの場合にせよ、エルピラカノン53、アルルカノン17(16)における所属教会司教に限定される赦免権という規定は以下のことを明らかにする。すなわち、告白者推薦状と交換された司教推薦状は、他教会では告白者推薦状ほどの効力を持たない。よって最も想定される告白者推薦状および司教推薦状の用い方は、所属する教会内で他信徒から即時の教会復帰を咎められたときに提示する、といったものであろう。このように考えれば、Mendoza や Baronius の解釈に対する批判、司教が発行したものをまた司教に提示する、という奇妙な行動は必要なくなる。
- (64) M. ウェーバー 著 世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅱ』創文社 1962年 477-83頁他。
- (65) 司教を中心とした教会の制度化については佐藤吉昭「キブリアヌスに於ける司教制度」『西洋史学』33号 1957年 17-34頁。
- (66) 実際、司教かつ告白者としてエルピラ教会会議に参加した例として、コルドバ司教ホシウス（オシウス）がいる。彼の受難の様子は明らかではないが、同時代人達は彼を告白者と呼ぶ。おそらく大迫害期に法廷告白を行ったのは間違いあるまい。Cf. De Clercq (1953) pp. 128-33.
- (67) 大迫害期における帝国当局への聖書引き渡しを行った聖職者の扱いを巡って西方教会を動揺させたドナティスト問題については W. H. C. Frend, *The Donatist Church: A Movement of Protest in Roman North Africa*, Oxford: Clarendon Press, 1952を見よ。これを簡潔に紹介しているのは内田芳明「ドナティズム運動とその社会経済的背景」『歴史学研究』198号 1956年 8月 27-36頁。近年では M. A. Tilly, *The Bible in Christian North Africa: The Donatist World*, Mineapolis: Fortress Press, 1997, 本邦における個別研究としては古くは新田一郎「ドナティズム運動に関する一考察——セクト運動の性格と意義」『西洋史学』70号 1966年 1-24頁、弓削達「コンスタンティヌスの『改宗』とドナティズム紛争」『研究（神戸大学）』8号 1995年 1-57頁など。
- (68) 東方においてもエウセビオスは迫害直後に告白者らに贖宥をもとめる棄教者らの姿を、迫害終結直後の教会の美しい姿の一部として叙述している。Eusb Hist eccl 9.1.9-10.

付記：本研究の遂行にあたっては、東日本大震災以降、様々な方々のご助力、ご支援をいただいた。

特に次の方々には、文献入手にご協力をいただいたことを記して感謝したい。

飯島まさみ、黒田祐我、櫻井康人、反田実樹、南雲泰輔、林香那、福山佑子、南川高志（五十音順、敬称略）